

別表第 1 (第 2 条関係)

財務に関する事務における決裁区分

決裁事項	決裁区分			備考	
	副市長	部長	主管課長		
支出負担行為及び支出命令	給料			○	
	手当			○	
	法定福利費			○	
	旅費			○	
	被服費			○	
	備消耗品費			○	
	光熱水費			○	
	動力費			○	
	燃料費			○	
	印刷製本費			○	
	通信運搬費			○	
	手数料			○	
	委託料	1,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
	使用料	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
	賃借料	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
修繕費		50万円以上	50万円未満		
工事請負費	3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満		
路面復旧費		100万円以上	100万円未満		
材料費	500万円	500万円	100万円		

		以上	未満	未満	
	補償費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	
	負担金	300万円未満	100万円未満	50万円未満	
	保険料			○	
	公課費			○	
	雑費			○	
	流域下水道維持管理負担金	300万円未満	100万円未満	50万円未満	
	補助金	300万円未満	100万円未満	50万円未満	
	報酬			○	
	厚生福利費			○	
	食糧費			○	
	研修費			○	
	報償費		30万円以上	30万円未満	
	広告宣伝費			○	
	調査費	1,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
	企業債利息			○	
	借入金利息			○	
	企業債取扱諸費			○	
	リース債務利息			○	
	消費税及び地方消費税			○	
	その他雑支出			○	
	流域下水道建設負	300万円	100万円	50万円未	

担金	未満	未満	満	
土地購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	
工具・器具及び備品購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
車両運搬具購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
その他有形固定資産購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
借地権購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
地上権購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
特許権購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
施設利用権購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
ソフトウェア購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
その他無形固定資産購入費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
その他固定資産購入事務費	500万円以上	500万円未満	100万円未満	
元金償還金			○	
他会計借入金償還金			○	
長期貸付金	1,000万円未満	500万円未満	100万円未満	
その他資本的支出			○	

調定命令				○	
固定資産	購入に関する こと	予定価格が 500万円 未満	予定価格が 80万円未 満		
	交換に関す ること	相当価格が 500万円 未満(土地・ 建物にあっ てはそれぞ れ30㎡以 上300㎡ 未満のも の)	相当価格が 80万円未 満(土地・ 建物にあっ てはそれぞ れ30㎡未 満のもの)		
	無償譲受け に関するこ と	価格相当額 が500万 円未満	予定価格が 80万円未 満		
	売却等に関 すること	予定価格が 500万円 未満(土地・ 建物にあっ てはそれぞ れ200㎡ 未満のも の)	予定価格が 30万円未 満(土地・ 建物にあっ てはそれぞ れ30㎡未 満のもの)		
	用途廃止に 関すること	機械、器具 その他これ に類する固 定資産の予 定価格が	機械、器具 その他これ に類する固 定資産の予 定価格が		

		500万円 未満	30万円未 満		
	減価償却の 特例に關す ること			○	
	予備費の充用	100万円 未満	50万円未 満		
	予算の流用	100万円 未満	50万円未 満		
	支出戻入並びに資金前渡 概算払いの精算				支出負担行 為の決裁区 分による。
	収入戻出			○	
	収入支出更正			○	
	振替収支命令			○	

備考 ○印は金額の多少にかかわらず、専決することができる。